

28 盛福介第 381 号

平成 28 年 9 月 2 日

各介護サービス施設等の施設長 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡地区広域消防組合

消防長 吉 田 秀 次

一般社団法人 盛岡市医師会

会 長 和 田 利 彦

介護サービス施設等利用者の救急受診に関する協力について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より福祉行政への御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、盛岡市ではグループホームや有料老人ホーム等が増えていますが、同時に施設利用者の救急受診も増加の傾向にあります。

救急受診の際は、原則として協力医療機関等の紹介状が必要ですが、急を要する場合、紹介状を持参できないケースも多いものと思われます。この場合、救急病院では、患者様の既往歴、内服薬等の確認が必要ですが、本人からの聞き取りが困難であったり、付き添いの方が利用者の医療情報を把握していなかった場合、医療現場では診療に苦慮したり、時間を要することになるため、他の重症患者の診療へ支障を来たします。

この問題については、機会あるごとに、救急受診の際の医療情報を記載した個人ファイルや連絡票等の持参について御協力をお願いして参りましたが、未だ多くの介護サービス施設等利用者が医療情報を持参されない状況が続いております。

つきましては、個人ファイル又は連絡票等の持参について御協力をお願いいたします。

また、デイサービス、ショートステイ等併設する施設の利用者についても同様となりますので、宜しくお願いいたします。

## 記

- 1 日頃から利用者のかかりつけ医又は施設の協力医療機関と、急変時の対応について確認をとって下さい。
- 2 日常生活が自立している利用者が自分で受診する際には医療保険の被保険者証、お薬手帳等を必ず持参するように説明をお願いいたします。
- 3 救急病院受診（救急搬送含）の際に、意識障害を起こしていたり、認知症等によりご本人からの聴取が難しい場合は、必ず施設職員（若しくは家族等）の付き添いをお願いします。その際には本人の医療情報が確認できる個人ファイル、又は連絡票等を必ず持参されるようお願いいたします。

なお、盛岡市医師会において、別添のとおり、救急受診の際に必要な医療情報の項目を入れた緊急時連絡票の様式を作成しておりますので御活用下さい。この様式では、施設に入所した際に予め「基本情報」を記入していただき（情報は適時更新して下さい）、医療機関受診の際に「状況報告」を記入して下さい。連絡票につきましては、施設独自の様式でも構いませんが、必要項目については緊急時連絡票を参考に願います。

様式につきましては、盛岡市保健福祉部介護保険課のホームページ又は盛岡市医師会のホームページからダウンロードすることができますので御利用ください。

- 4 通常の通院受診の際も、医療機関では症状や病歴、内服薬等の把握が必要となりますので、本人が説明できない場合は施設職員等の付き添いをお願いいたします。